

第2章 都市計画対象事業の目的及び内容

2-1 都市計画対象事業の目的等

1. 都市計画対象事業の都市計画名称

東京都市計画都市高速鉄道第10号線

調布都市計画都市高速鉄道第10号線

2. 都市計画対象事業の名称

京王電鉄京王線（笹塚駅～つつじヶ丘駅間）連続立体交差化及び複々線化事業

3. 都市計画対象事業の目的

都市計画対象事業区間の周辺地域は、京王線により南北に地域が分断されている状況である。

本事業は、道路と鉄道とを連続的に立体交差化することにより25か所の踏切を除却し、交通渋滞の解消、鉄道・道路それぞれの安全性の向上、消防・救急車等の緊急活動の円滑化、及び鉄道により隔てられていた地域の一体化を実現することを目的としている。

また、鉄道の複々線化を行うことにより、鉄道輸送サービスの向上を図ることとしている。

2-2 都市計画対象事業の内容

1. 都市計画対象鉄道建設等事業の種類

普通鉄道に係る鉄道施設の改良の事業

2. 都市計画対象鉄道建設等事業実施区域の位置

起 点：東京都調布市東つつじヶ丘二丁目

終 点：東京都渋谷区笹塚一丁目

経過地：東京都世田谷区、東京都杉並区

事業区間位置は図2-2-1に示すとおりである。

3. 都市計画対象鉄道建設等事業の規模

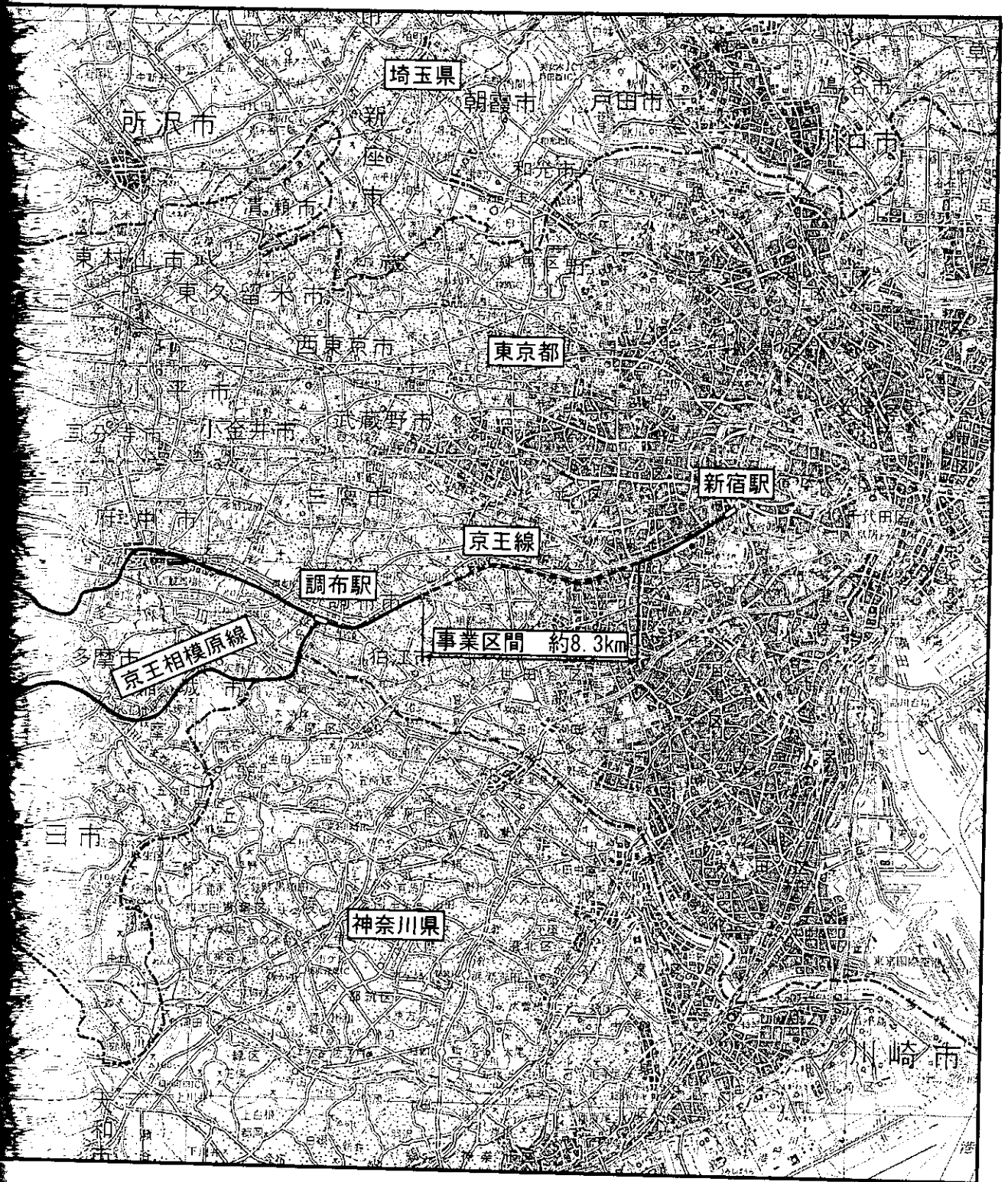
延 長：約8.3km

4. 都市計画対象鉄道建設等事業に係る単線、複線等の別及び動力

複々線、電気（直流1,500ボルト）

5. 都市計画対象鉄道建設等事業に係る鉄道施設の設計の基礎となる列車の最高速度

最高速度：120km/h



凡 例

- : 事業区間
- : 都 県 境

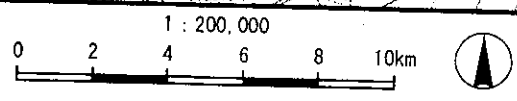


図2-2-1 事業区間位置図

6. その他の都市計画対象鉄道建設等事業に関する事項

① 計画の概要

事業計画内容は表 2-2-1 に示すとおりである。また、事業計画の平面図及び縦断図は図 2-2-2 に示すとおりである。

本事業は、渋谷区笹塚から調布市東つつじヶ丘までの延長約 8.3km の区間であり、現在線を高架化する連続立体交差化予定区間（以下「連立区間」という。）と、地下線を設置し複々線化させる複々線化予定区間（以下「線増区間」という。）に大別される。

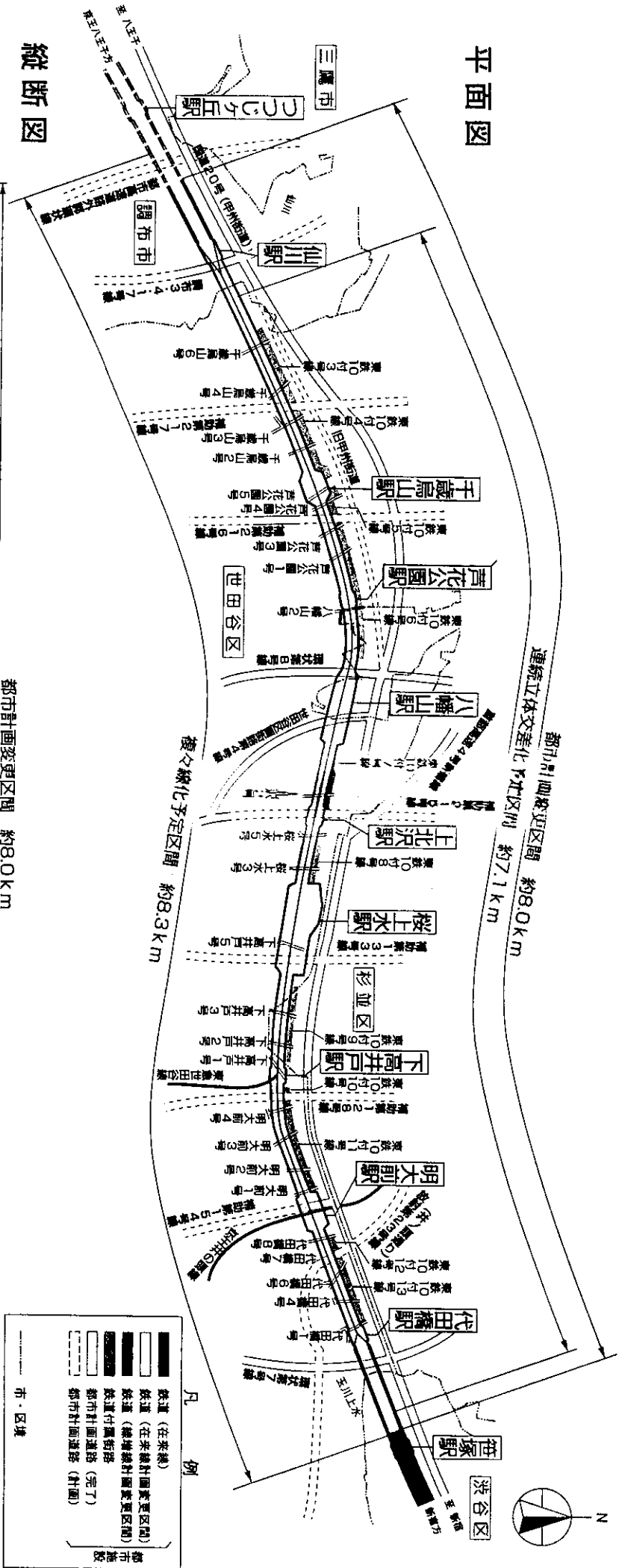
連立区間は、笹塚駅から仙川駅間にて、現在線を高架構造として連続立体交差化させる計画である。連立区間の延長は約 7.1 km であり、この区間で高架化される駅は、既に高架化されている八幡山駅を除く、代田橋駅、明大前駅、下高井戸駅、桜上水駅、上北沢駅、芦花公園駅、千歳烏山駅の 7 駅である。この連続立体交差化により、事業区間内の 25 か所の踏切を解消する計画である。

線増区間は、笹塚駅からつつじヶ丘駅間にて、線増線を地下構造で新たに設置し、複々線化させる計画である。線増区間の延長は約 8.3km であり、その間に駅を設置せず運行する予定である。

表 2-2-1 事業計画内容

項 目	内 容	
事業区間	渋谷区笹塚一丁目～調布市東つつじヶ丘二丁目	
事業延長	約 8.3km 連立区間：約 7.1km 線増区間：約 8.3km	
主要構造	連立区間：高架橋、盛土 線増区間：円形トンネル（単線及び複線）、 箱型トンネル、掘割、高架橋、盛土	
対象駅	代田橋駅、明大前駅、下高井戸駅、桜上水駅、 上北沢駅、芦花公園駅、千歳烏山駅	
立体化による踏切解消数	25 か所	
運転計画	編成車両数	特急：10 両、準特急：10 両、 急行：10 両、各駅停車：10 両
	運転方法	上り線 2 線、下り線 2 線
	運転本数	朝方ラッシュ時最大（上下線） ・現在：30 本/時 ・本事業完成時：49 本/時 終日（上下線） ・現在：724 本/日 ・本事業完成時：800 本/日

平面图



縦断面図

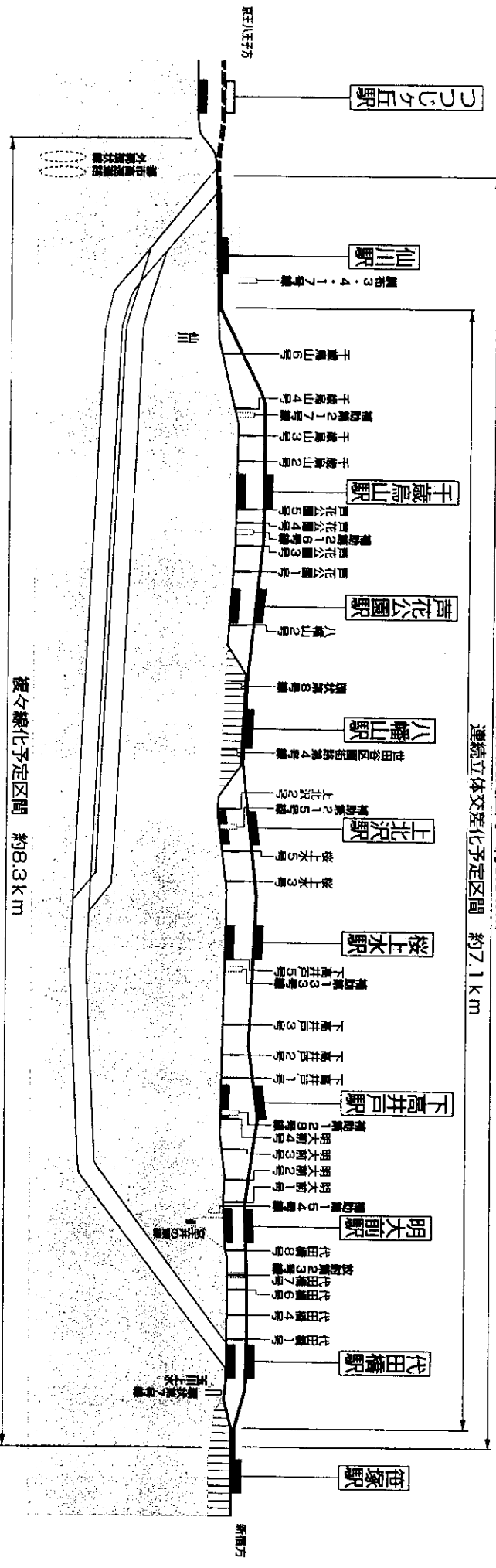


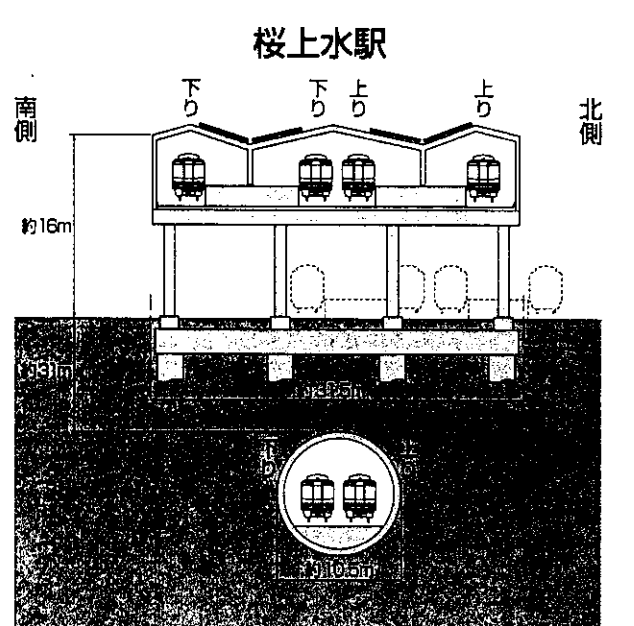
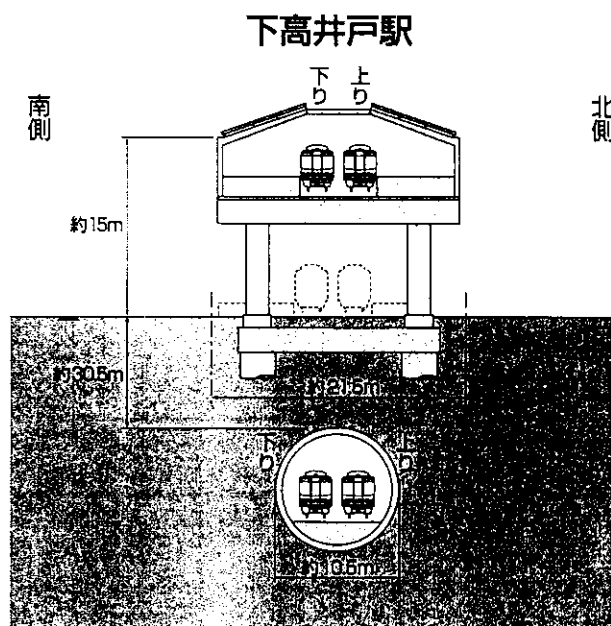
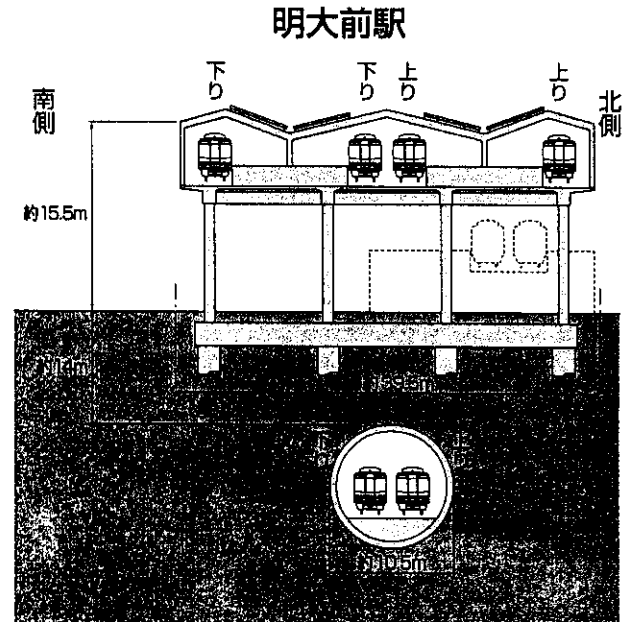
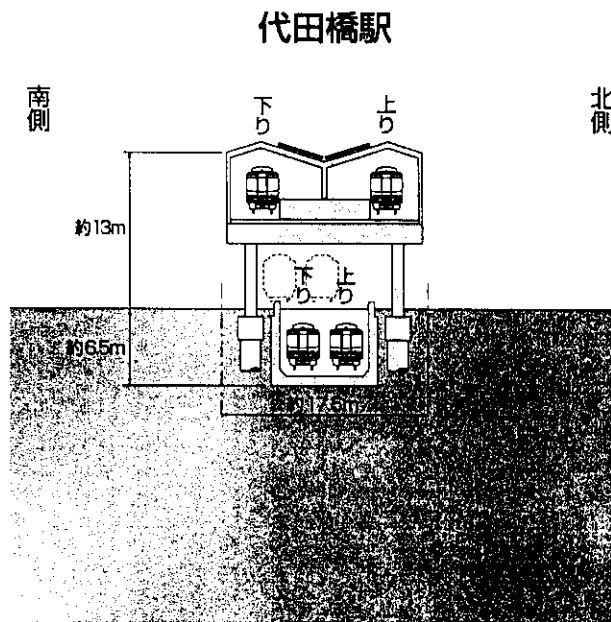
図2-2-2 事業計画図

ア. 駅構造

高架化される駅は、代田橋駅、明大前駅、下高井戸駅、桜上水駅、上北沢駅、芦花公園駅、千歳烏山駅の7駅であり、各駅のホーム中心における構造幅等は表2-2-2、図2-2-3(1)～図2-2-3(2)に示す。

表 2-2-2 駅構造

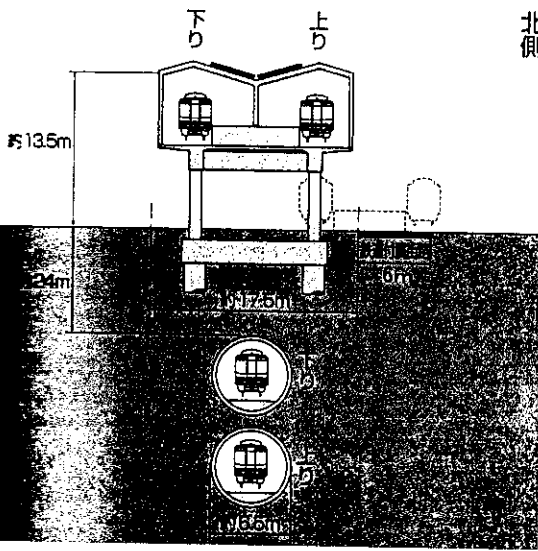
駅名	構造幅	高さ	ホーム長
代田橋駅	約 17.5m	約 13m	210m
明大前駅	約 39.5m	約 15.5m	210m
下高井戸駅	約 21.5m	約 15m	210m
桜上水駅	約 31.5m	約 16m	210m
上北沢駅	約 17.5m	約 13.5m	210m
芦花公園駅	約 13.5m	約 9.5m	210m
千歳烏山駅	約 33.5m	約 12m	210m



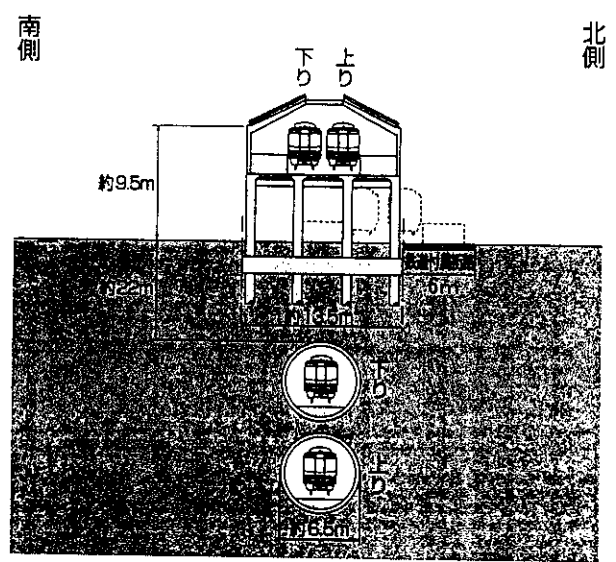
凡 例	
	現在線
	連立線 (計画)
	線増線 (計画)

図 2-2-3(1) 駅部標準断面図(1)

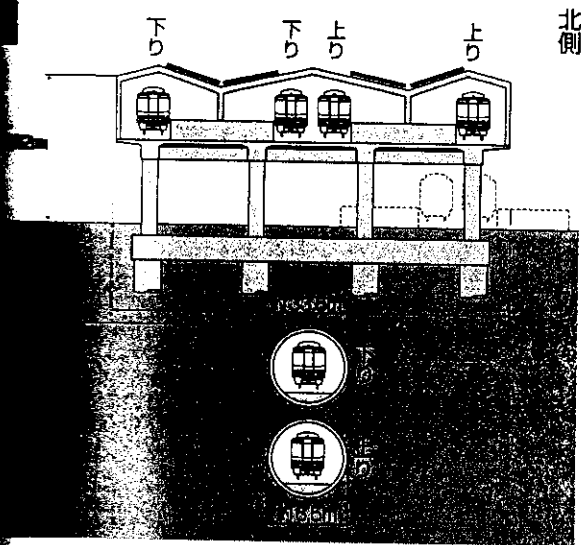
上北沢駅



芦花公園駅



千歳烏山駅



凡 例	
	現在線
	連立線 (計画)
	線増線 (計画)

図 2-2-3 (2) 駅部標準断面図 (2)

イ. 駅間部の構造

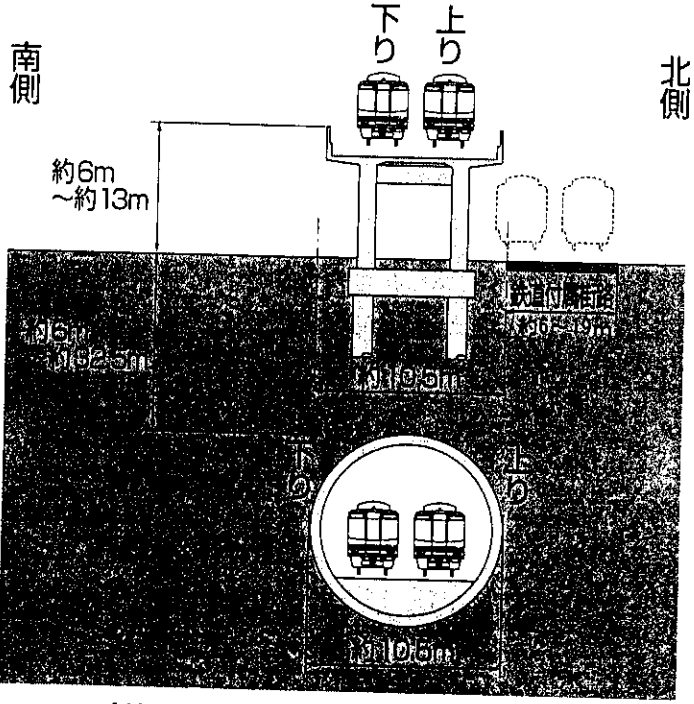
事業区間内の一般部の主要構造を表 2-2-3、図 2-2-4 に示す。

表 2-2-3 駅間部の主要構造

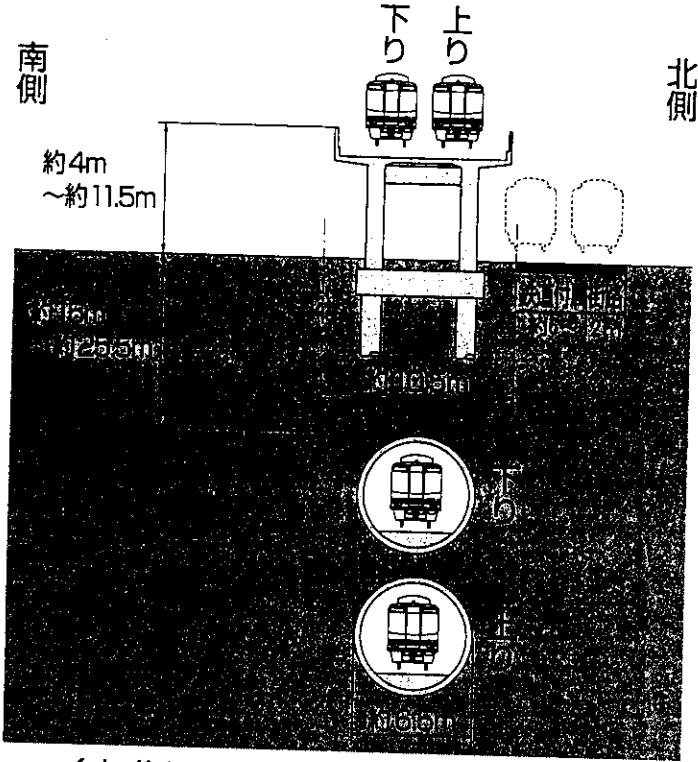
構 造		構造幅	高さ、深さ	
連立区間	笹塚駅～八幡山駅	高架橋	約 10.5m	高さ約 4～13m
	八幡山駅～仙川駅	盛土	約 9m	高さ約 0～4m
線増区間	笹塚駅～つつじヶ丘駅	円形トンネル (単線・複線)	約 6.5～10.5m	深さ約 6～32.5m
		箱型トンネル	約 6～13m	深さ約 0～12m

注) 高さ：地盤面より構造物上端部までの高さ

深さ：円形トンネル及び箱型トンネルは地盤面より構造物上端部までの深さ



(代田橋駅～桜上水駅付近)



(上北沢駅～つつじヶ丘駅付近)

図 2-2-4 駅間部標準断面図

ウ. 解消される踏切の状況

解消される踏切の状況は表 2-2-4、図 2-2-5 に示すとおりであり、立体化により 25 か所の踏切が解消される。

表 2-2-4 解消される踏切の状況

番号	踏 切		交差道路			
	踏切名称	位 置	道路名称 (都市計画道路)	種別	幅員 (m)	交通規制 の状況
1	代田橋 1 号	世田谷区大原 2-17-10	区道 21-150 号線	区道	6.5	D 規制
2	代田橋 4 号	世田谷区大原 2-30	区道 21-154 号線	区道	5.3	C 規制
3	代田橋 6 号	世田谷区松原 1-5-9	都道赤坂杉並線	都道	11.0	交通規制なし
4	代田橋 7 号	世田谷区松原 1-6-7	区道 21-250 号線	区道	4.5	B 規制
5	代田橋 8 号	世田谷区松原 1-7-25	区道 21-237 号線	区道	4.9	B 規制
6	明大前 1 号	世田谷区松原 2-27-9	区道 21-373 号線	区道	4.5	D 規制
7	明大前 2 号	世田谷区松原 2-31-7	区道 21-B008 号線	区道	4.1	B 規制
8	明大前 3 号	世田谷区松原 2-32-15	区道 21-458 号線	区道	4.8	D 規制
9	明大前 4 号	世田谷区松原 3-25	区道 21-397 号線	区道	6.0	D 規制
10	下高井戸 1 号	世田谷区松原 3-29-17	都道瀬田貫井線	都道	7.0	D 規制
11	下高井戸 2 号	杉並区下高井戸 1-7-7	区道 606 号線	区道	2.9	D 規制
12	下高井戸 3 号	杉並区下高井戸 1-14-11	区道 607 号線	区道	3.2	D 規制
13	下高井戸 5 号	世田谷区桜上水 4-10-17	区道 22-274 号線	区道	6.8	C 規制
14	桜上水 3 号	世田谷区桜上水 5-34	区道 22-237 号線	区道	1.9	A 規制
15	桜上水 5 号	世田谷区上北沢 3-17-6	区道 22-249 号線	区道	7.0	D 規制
16	上北沢 2 号	世田谷区上北沢 3-35-8	区道 22-266 号線	区道	4.1	D 規制
17	八幡山 2 号	杉並区上高井戸 1-19	区道 42-A001 号線	区道	7.8	交通規制なし
18	芦花公園 1 号	世田谷区南烏山 2-29-3	区道 42-077 号線	区道	3.4	D 規制
19	芦花公園 3 号	世田谷区南烏山 1-25-11	区道 42-066 号線	区道	4.0	C 規制
20	芦花公園 4 号	世田谷区南烏山 5-9-3	区道 42-075 号線	区道	1.8	A 規制
21	芦花公園 5 号	世田谷区南烏山 5-14	区道 42-B003 号線	区道	9.3	C 規制
22	千歳烏山 2 号	世田谷区上祖師谷 1-38-8	区道 42-109 号線	区道	3.9	A 規制
23	千歳烏山 3 号	世田谷区上祖師谷 1-41-15	区道 42-110 号線	区道	2.0	A 規制
24	千歳烏山 4 号	世田谷区給田 2-3-7	区道 42-150 号線	区道	8.0	D 規制
25	千歳烏山 6 号	世田谷区給田 2-17-5	区道 42-232 号線	区道	7.9	交通規制なし

注) 交通規制の状況は以下のとおり

- A 規制：自動車の通行禁止、B 規制：二輪自動車、農耕用車両、軽自動車以外の自動車の通行禁止、
C 規制：大型車の通行禁止、D 規制：A, B, C 規制以外の交通規制（一方通行、車幅による通行禁止等）



図2-2-5 踏切位置図

② 施工計画

本事業の施工概要は図 2-2-6 に示すとおりである。

本事業の施工については、連立区間を先行して施工し、笹塚駅から仙川駅間を立体交差化させる。その次に、線増区間を施工し、笹塚駅からつつじヶ丘駅間を複々線化させる計画である。

ア. 連立区間

連立区間の施工方法は、直上施工、別線施工、段階施工及び土工により行う。

直上施工は、現在線の直上に将来の鉄道構造物を構築する工法である。

別線施工は、現在線の脇に将来の鉄道構造物を構築する工法である。

段階施工は、現在線の脇に、まず将来の 1 線分の鉄道構造物を構築し、片線を切替えた後、その跡地にもう 1 線分の鉄道構造物を構築する工法である。

土工は、現在線と高架部・地下部とを接続する取付け部において、現在線を嵩上げ（盛土）・切下げ（掘割）して将来の鉄道構造物を構築する工法である。

また、代田橋駅付近及び桜上水駅付近は、現在線の軌道位置を一時的に移設する仮線を敷設し施工を行う。

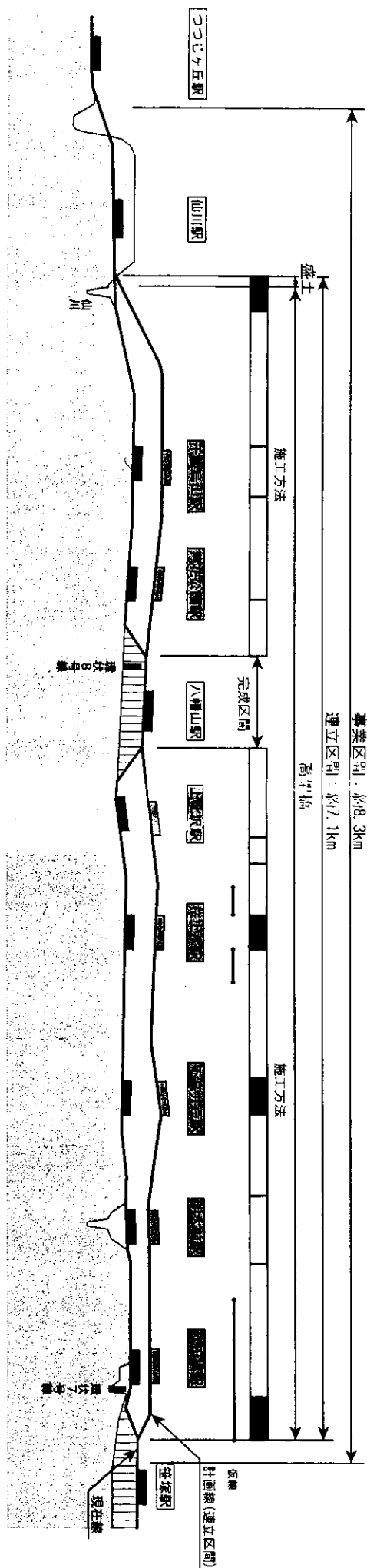
イ. 線増区間

線増区間の施工方法は、円形トンネル（単線・複線）をシールド工法、箱型トンネル及び掘割を開削工法、取付け部を直上施工、別線施工及び土工により行う。

シールド工法は、シールド機械の基地となる立坑内に設置したシールド機械により掘り進み、地表を攪乱することなくトンネルを建設する工法である。

開削工法は、掘削時の背面土砂を防護するために仮土留めした後、鉄道の路盤下を掘下げ、所定の位置に地下構造物を増築し、土砂等で埋戻して復旧する工法である。

連立施工時



線増施工時

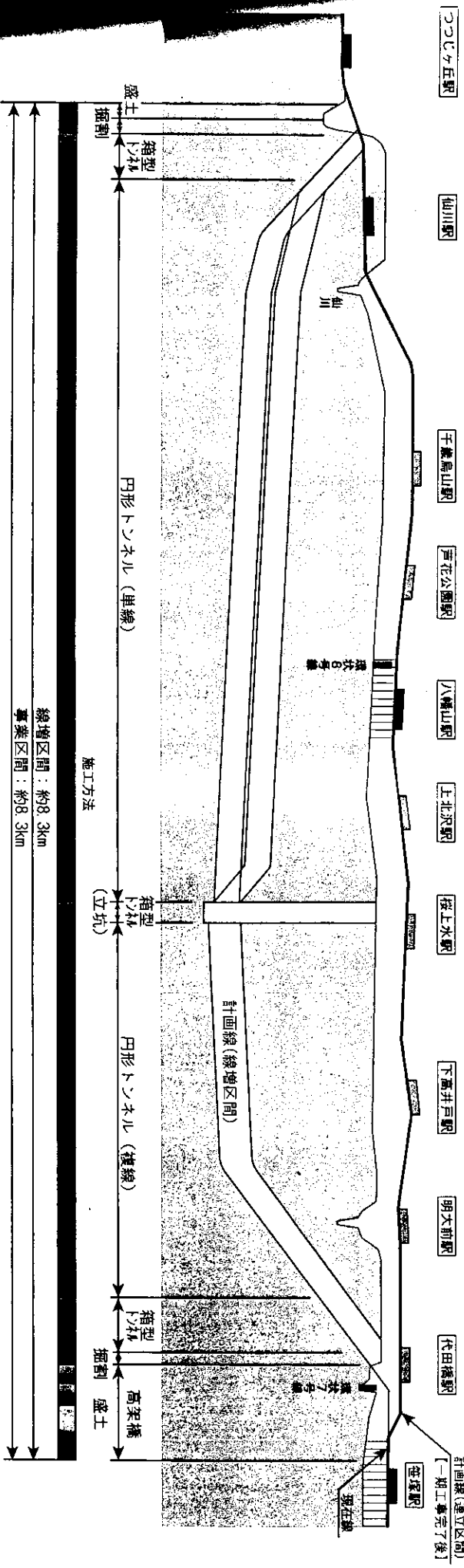


図2-2-6 施工概要図

③ 事業工程

本事業の工程は表 2-2-5 に示すとおりである。

表 2-2-5 事業工程

		事業工程													
		1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目	10年目	11年目	12年目	13年目	14年目
三立区間	用地取得	■	■	■	■	■									
	躯体構築(下り線)				■	■	■	■	■						
	開業設備(下り線)								■						
	躯体構築(上り線)									■					
	開業設備(上り線)										■				
浜道区間	用地取得											■			
	躯体構築(開削)											■	■	■	■
	躯体構築(シールド)												■	■	■
	開業設備														■

④ その他

ア. 土壌汚染

土地改変前までには、「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」(平成 12 年 12 月 22 日、東京都条例第 215 号 改正:平成 18 年 3 月 9 日、東京都条例第 5 号)及び「土壌汚染対策法」(平成 14 年 5 月 29 日、法律第 53 号 改正:平成 17 年 4 月 27 日、法律第 33 号)の規定に基づき「土地利用の履歴等の調査」等を実施する。